

平成25年6月27日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 平成25年6月27日(水)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 平成25年6月27日(水)
午後3時49分
- 3 招集の場所 市民会館31号室
- 4 出席委員の氏名 倉橋 徳彦
瀬田 眞澄
大槻 豊子
塩見 佳扶子
荒木 徳尚
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教 育 部 長 大 柿 日 出 樹
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 坂 本 幸 彦
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 池 田 聡
教 育 総 務 課 参 事 眞 下 誠
次 長 兼 学 校 教 育 課 長 芦 田 誠
学 校 教 育 課 参 事 森 山 真
学 校 教 育 課 総 括 指 導 主 事 松 本 修
次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 和 田 大 顕
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長 芦 田 收
中 央 公 民 館 長 田 中 久 志
図 書 館 中 央 館 長 塩 見 英 世
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次 長 兼 教 育 総 務 課 長 池 田 聡

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第4号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

平成 年 月 日

福知山市教育委員会 委員長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議調製者 教育部長

教育委員会会議録

1. 開会

倉橋委員長が開会を宣告。

2. 前回会議録の承認

5月定例教育委員会会議録について、出席委員全員異議なく、承認されました。

3. 教育長等報告の要旨

荒木教育長から以下の報告がありました。

① 学校栄養教諭について

4月の教育委員会会議で塩見委員から栄養教諭に関するご意見があったので、このことについて報告します。

栄養教諭については、学校における食育の中核的な役割を担うために「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から施行されました。本市において、学校に配置されている栄養教諭は6人です。また、その職務は食に関する指導と学校給食の管理等を行うものです。配置については、県府費負担教職員であることから都道府県教育委員会の判断によって配置されます。どの学校にも栄養教諭を置くべきだと主張される学校がありますが、府教委の考えのもと配置されるものであるため市教委ではどうにもならない現実があります。食育は、学校教育全体を通じて行うもので、栄養教諭のみが行うものではありません。担任教諭等も食育に関わっていくことは指導要領に記載されています。栄養教諭でなければできないというものではないということです。6人の栄養教諭には配置校だけでなく全市に関わっていただくことにしています。

また栄養教諭には給食センターにおいて学校給食の管理をする業務があります。しかしながら、給食センターに出向いて業務をすることに理解を示せない学校もあります。給食センターは市内小中学校の共同調理場です。ここで業務をすることは、全学校の給食管理をすることであるのですから学校の一部であると捉えていただきたいと思います。少ない人数で業務に携わっている栄養教諭の仕事や立場を理解しながら学校の求める栄養教諭の活用の実現にむけて努力をしていきたいと思います。

② いじめの問題への対応について

平成25年6月21日に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。この法律を学校支援の追い風と考え、いじめの根絶につなげたいと思います。児童、生徒、保護者にいじめは許さないということを改めて周知する機会にしたいと思います。また、重大ないじめ等の事件が起こった場合には、警察と連携した対応をとっていくことを改めて学校へ周知したいと考えます。

倉橋委員長 教育長報告を受けて、質問はありませんか。

全委員 特にありません。

倉橋委員長 次の議題に移ります。
議第4号について説明をお願いします。

4. 議事

議第4号(福知山市立小学校及び中学校の区域外通学に関する取扱要綱の制定について)

芦田次長兼学校教育課長 ～ 資料により説明～

倉橋委員長 議第4号の説明を受けて、質問、意見はありませんか。

教育長 この要綱の提案理由をおたずねします。

芦田次長兼学校教育課長

区域外通学の取扱いについては、今まで内規で運用しており一般に知らせることはありませんでしたが、このたび一般に知らせるために要綱を定め、告示をするものです。

倉橋委員長

この要綱は議題であげられていますが、次の報告事項にある「幼稚園就園奨励費交付要綱の一部改正」は議題でなく、報告事項としてあげられています。どちらも要綱に関するのですが、議題であることと報告事項となる違いは何ですか。

池田次長兼教育総務課長

「幼稚園就園奨励費交付要綱の一部改正」は補助金に関する内容でありますので、市長権限となります。この要綱はすでに6月1日付で改正をしておりますので、報告事項としてあげております。

倉橋委員長

区域外通学許可基準における「1住居に関する理由」において、例えば中学3年生になる年の3月28日に転居した場合、3年生になった4月から転居する前の住所地の中学校へそのまま通学できますか。このような場合、子供や保護者は転居先区域の学校でなく前の住所地の学校へ行くことを希望されることが多いように思います。

芦田次長兼学校教育課長

このような場合は、「4教育的配慮を要すると認める場合」の『その他児童生徒の具体的な事情を考慮し、教育的配慮を必要とすると認められる場合』を適用します。

倉橋委員長

区域外通学許可基準において、今までの内規で運用されてきた基準には『卒業学年』の文言が入っていたのは、こういう事情を考慮していたからではないかと思います。

芦田次長兼学校教育課長

このような場合は、前の内規においても『その他教育長が～』の箇所を適用しない限り、転居先の新しい学校へ通学することとなります。卒業学年とは現在3年生であるものを指しているの、2年生の3月末で転校した場合、その時点では卒業学年ではありません。ですから4月からは転居先の学校へ通うこととなります。

倉橋委員長

私の理解では、中学校2年生、または小学校5年生の3学期に引っ越してもその子供たちの最終学年時は、今までどおり通学していた学校へ通えるように『卒業学年』という文言が入っているのではないかと思います。ですから、こういう場合において、子どもが前の学校に基本的に通学できないような基準にする必要はないのではないかと思います。

芦田次長兼学校教育課長

今までの内規では、学期の途中で引っ越した場合、その学期末までは、前の学校に通うことができ、新学期からは転居先の新しい学校へ行くこととなっております。ただし中学3年生や小学6年生といった最終学年は学期末までだけでなく年度末まで前の学校に行くことができるものであります。しかしながら今回告示する基準は、学期の途中で転居した場合は、どの学年においても学期末までだけでなく、年度末まで転校せずに前の学校へ通うことができるという内容であります。

倉橋委員長

前の基準のこの最終学年の部分は中学校2年生や小学校5年生の3学期に転居するような場合を補うものではないことは分かりました。今までの基準では、学期途中で転居すると学期末までしか前学校への通学許可をしなかったことから、新基準において全学年が年度末まで通学できるようになったということですね。

しかしながら3月末に転居した小学5年生や中学2年生の場合については、先ほど申し上げた通学における事務上の基準の整理が必要であると思います。

大柿部長

委員長の言われるようにこのような場合については、事務局側もその思いはありますが、この基準ではそれが示されていませんので、整理をさせていただきます。

大槻委員

「4 教育的配慮を要すると認める場合」の『いじめ、不登校など教育的配慮を必要とする場合』は区域外通学の許可は年度末までとなっておりますが、新年度になったらまた前の学校に戻らなければならないのでしょうか。

芦田次長兼学校教育課長

いじめや不登校などの理由で区域外通学を望まれる場合は、翌年度においても区域外通学の許可申請書を提出していただいたら配慮をいたします。

瀬田委員

第2条の運用は児童生徒の保護を第一に考えるとあります。学校側がこの子どもはこの学校に通わせないほうがよいと考えているような場合で保護者から隔離させたほうがよいと思われる場合は、この要綱は適用できるのか。

荒木教育長	児童福祉法で対応するもので、学校に関する法律の中で対応するものではありません。各種関係機関との連携の中で保護していくことになります。
倉橋委員長	他に質問はありませんか。 それでは、議第4号について議決をさせていただきます。 異議はありませんか。
全委員	異議なし。
倉橋委員長	異議はないので、議第4号は可決承認します。

5. 教育委員会 報告・説明事項について

- (1) 福知山市私立幼稚園就園奨励費交付要綱の一部改正について
池田次長兼教育総務課長 ～ 資料により説明～

倉橋委員長 質問はありませんか
なければ、次の報告事項に移ります。

- (2) 福知山市公民館運営審議会委員について
田中中央公民館長 ～ 資料により説明～

倉橋委員長 質問はありますか
なければ、次の報告事項に移ります。

- (3) 後援申請の承認結果について
外賀教育総務課長補佐 ～資料に基づき報告～

- No.14 「第34回 福知山市小学生陸上競技大会」
- No.15 「京都府小学校教育研究会 体育実技研修会」
- No.16 「第28回サマーキャンプ」
- No.17 「平成25年度第66回京都府中学校総合体育大会」
- No.18 「第4回福知山市武道館竣工記念剣道大会」
- No.19 「第4回関西女子硬式野球選手権大会」
- No.20 「平成25年度第25回京都府スポーツ少年団北部ブロック小学生バレーボール交流大会」
- No.21 「雲原砂防イベント2013」
- No.22 「四季の星空観望会」
- No.23 「第66回三丹陸上競技選手権大会」
- No.24 「モラロジー講演会」
- No.25 「第50回教育者研究会 京都北部会場」
- No.26 「第5回市民文化講座「ピアノを使って子ども達の未知なる才能を開花させるワークショップ」 「モーツァルトのキラキラ星変奏曲に寄せて」
- No.27 「貝谷バレエ団福知山研究所 ・第39回発表会」
- No.28 「第8回福知山三日点火」
- No.29 「第3回福知山車いすハンドボール大会」

- No.30 「第38回京都府少年剣道練成中丹地区福知山大会」
- No.31 「第44回 テニスまつり」
- No.32 「第21回やくの高原まつり」
- No.33 「社団法人福知山市文化協会特別事業 湯原昌幸・荒木由美子トーク&コンサート」
- No.34 「第41回音楽のつどい」
- No.35 「第95回全国高等学校野球選手権記念京都大会」
- No.36 「第42回三たん女子ソフトボール大会」

倉橋委員長 後援承認について、質問はありますか。

教育長 初めての後援が22番ですが、これについて説明をお願いします。

和田次長兼生涯学習課長

昨年までは、観光振興課との共催で実施されていた事業であります。今年度は「夜久野星空の会」が主催となり実施されますので、初めての後援となります。

倉橋委員長 昨年はどれくらいの参加がありましたか。

和田次長兼生涯学習課長

京都産業大学からは、観光バス1台で参加いただきました。また市民の参加は40人程度と聞いております。

倉橋委員長 他に質問はありませんか。
なければ次の「平成25年度京都府教育委員会いじめ調査の実施について」の説明をお願いします。

(4) 平成25年度京都府教育委員会いじめ調査の実施について

芦田次長兼学校教育課長 ～資料に基づき報告～

倉橋委員長 質問はありませんか。

瀬田委員 前年度と今年度の調査の違いはありますか。

松本総括指導主事

昨年度は、いじめの芽を把握し問題解決を図るために本市では独自に子どもが訴えやすいように無記名による実施をしました。今回は、府教委の方針に従い、先ほどの芦田次長の説明のように府教委が示した内容で実施します。

荒木教育長 今回は、記名式で実施します。それから小学校1年から3年生は昨年、アンケート用紙に記入する方法で行いましたが、今回は聞き取りにより実施します。

瀬田委員 前年実施された調査は、各市町村教育委員会や各学校により取り組みに差があったと聞いています。画一的な取り組みでないと公正なものとなりませんので十分に注意を払っていただきたいと思ます。

荒木教育長 昨年の調査では全国で大きなばらつきがあり、アンケートの信憑性が問われました。都道府県、市町村の教育委員会のいじめの認識の違いや取り組みの姿勢の違いによるものであると言えます。
いじめをなくそうという方向にむけて、府教委がしめす内容に歩調をあわせて実施します。

倉橋教育委員長 記名式にすると、いじめの件数が減ると思います。

芦田次長兼学校教育課長
今回は同じ内容のものが複数記入されていてもそのべ人数にならないようにして集計します。

瀬田委員 いじめのアンケート調査の問2に関して、例えば、意識的に役をさせられるとか、仕事を押し付けられるなどといった行為は「⑨その他」になるのですか。その他の箇所に書けばよいとは思いますが、なぜお尋ねするかという書くという行為が隣の席の子どもに悟られてしまいます。細かく書かせることはできるだけ省略する方がよいと思います。○×方式で簡単に書ける方がよいのではないのでしょうか。

荒木教育長 いじめを訴えようとする子どもが、書きやすいようにするためにどうすべきか配慮しなければなりません。アンケートとは別の用紙も一緒に配り、時間が余ればその用紙に何かを書かすようなこともできます。書くことでさらにいじめにつながるようなことになってはなりません。

倉橋教育委員長 聞き取り調査については、担任の先生が聞き取りを行われると思いますので、ばらつきが無いように配慮をお願いします。

荒木教育長 1年生から3年生に実施する聞き取りの調査は、4、5、6年生のアンケート調査に基づく内容で聞き取りを行います。

芦田次長兼学校教育課長
説明会をまた実施しますので、そこは統一するようにします。

倉橋委員長 他に何かありませんか。

芦田次長兼学校教育課長
お知らせがあります。夏休みに実施される「夏休み富士山チャレンジ自然体験」について、お伝えします。
～資料に基づき説明～

7月28日から30日の3日間において、観光友好都市の静岡県小山町との交流事業として、世界文化遺産の富士登山に岡

山県勝央町（小山町の姉妹町）の子どもたちと一緒に登ります。富士山は世界文化遺産に登録されたばかりで登山者も多いと思いますが思い出に残る交流事業になればと考えております。

倉橋委員長 質問はありませんか。

全委員 特になし。

5. 閉会

倉橋委員長が閉会を宣告。